

規約の改正について

改正案	現 行	改正理由
<p>(削除)</p> <p>(顧問) 第12条 (略)</p> <p>(協議) 第17条 (略)</p> <p>別表(第5条関係)</p>	<p>(定足数及び議決) 第12条 各会は、各会構成員の3分の2以上の出席で成立し、各会の議事は、出席者の過半数の賛成で議決する。 2 前項の議事において、賛否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(顧問) 第13条 (略)</p> <p>(協議) 第18条 (略)</p> <p>別表(第5条関係)</p>	<p>全会員の賛成をもって議決することを原則とする。</p> <p>今後の対応方針を適確に進める上で、鉄道に関する知識・ノウハウや活性化事例に関する助言等を得るため。</p>